

南相馬市高齢者総合計画素案について（概要）

1. 高齢者総合計画・・・（＝老人福祉計画＋介護保険事業計画）

高齢者総合計画は、老人福祉法第 20 条の 8 による市町村老人福祉計画と、介護保険法第 117 条による市町村介護保険事業計画を連携・統合させた 3 年を 1 期とする老人福祉施策に関する総合的な計画。

2. 計画に盛り込む内容

老人福祉法により・・・

介護保険事業計画と一体のものとし、確保すべき老人福祉事業の量の目標、目標達成のための方策を盛り込む。

介護保険法により・・・

介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み、地域支援事業の量の見込み、これら見込量を確保するための方策を盛り込む。

3. 南相馬市高齢者総合計画の策定

（1）計画の期間

上記 1 により、計画期間は 3 年を 1 期とされており、今回の計画は H27～H29 の 3 カ年間を計画期間とするものである。

（2）策定体制等

高齢者総合計画策定懇談会による検討

計画の策定に際しては、保健・医療・福祉・学経・関係団体及び被保険者からなる計画策定懇談会（委員 22 名）を設置し検討。

高齢者総合計画策定部会による検討

会長を除く委員 21 名により「高齢者支援部会」「介護予防部会」「介護保険部会」の 3 部会を構成、各部会 2 回に渡り盛り込む内容の検討を実施。

市民アンケート調査

高齢者福祉施策や介護保険事業に関し、無作為抽出した 65 歳～85 歳の者 1,500 名（避難者含む）に対し、11 月 4 日～19 日にかけて意向アンケートを実施した。回収率 55.8%。

パブリックコメント

計画素案に対するパブリックコメントとして、1 月 9 日（金）～28 日（水）の 20 日間、市 HP、長寿福祉課窓口ほか 10 箇所に素案を配置し意見募集を行う。

(3) 計画の構成

第 部【総論】、第 部【施策の展開】、第 部【介護保険事業計画】、第 部【介護保険料】の4部構成とした。

4. 南相馬市高齢者総合計画の概要

第 部 総論

[本編 P1]

「第 部総論」では、高齢者を取り巻く現状と課題、計画の基本的な考え方を整理したうえ、「南相馬市復興総合計画」の基本指針である

健康で安心して暮らすことができるまち南相馬

～ 元気、いきいき、健幸を目指して ～

を本計画の基本理念とした。

この基本理念の実現に向け、本計画における基本目標を3点掲げた。

- 基本目標1：高齢者が明るく元気にいきいきと生活できること
- 基本目標2：住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生活できること
- 基本目標3：人とのつながりの中で安心して生活できること

これら3つの基本目標を実現するため、6つの施策を設定し各事業を効果的に進めていくこととしている。特に今期計画では、「介護予防・認知症予防の充実」を基本施策に格上げし、前期計画から継続の「地域包括ケアシステムの構築」とともに力を注ぐこととした。

6つの施策

- 1 高齢期の健康づくり・生きがいづくりの支援
- 2 高齢者が健やかに日常生活を送るための支援
- 3 高齢者の不安や心配、困りごとに対する支援
- 4 介護予防・認知症予防の充実
- 5 要支援・要介護認定者に対する支援
- 6 被災高齢者の支援

第 部 施策の展開 ～ 83 事業～

[本編 P41]

「第 部施策の展開」では、第 部で掲げた「6つの施策」をそれぞれ「章」として掲げ、計画期間内に展開する事業の概要について取りまとめた。

第 1 章 高齢期の健康づくり・生きがいづくりの支援 [本編 P42]

本章では、高齢者の健康づくり、生きがいづくりに関する事業を相互に関連させて一体的に実施し、活力にあふれた高齢社会を目指すこととし、健康づくり支援事業、交流や社会参加に係る事業等 13 事業を盛り込んだ。

第 2 章 高齢者が健やかに日常生活を送るための支援 [本編 P47]

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けるためには、高齢者それぞれの状態やニーズに合った支援が必要であり、本章では、高齢者の安心で快適な生活を実現するため、在宅での生活支援事業、見守り事業等 26 事業を盛り込んだ。

第 3 章 高齢者の不安や心配、困りごとに対する支援 [本編 P55]

高齢者が日常生活を送るうえで不安や心配があると、第 2 章に掲げる健やかな生活が送れなくなることから、相談体制の整備が必要であり、本章では、高齢者の不安や心配ごとに対応するため、相談しやすい窓口の整備や虐待防止等 9 事業を盛り込んだ。

第 4 章 介護予防・認知症予防の充実 [本編 P61]

高齢者が元気に生活し続けるためには、心身ともに健康であることが大前提であることから、本章では介護予防事業や認知症予防事業等 17 事業を盛り込んだ。

第 5 章 要支援・要介護認定者に対する支援 [本編 P66]

本章では、高齢者が自宅で暮らしながら利用することのできる在宅サービスの充実を図るとともに、必要な方には施設での安心した生活を実現するための事業として、介護保険サービス事業、介護者への支援事業等 11 事業を盛り込んだ。

第 6 章 被災高齢者の支援 [本編 P73]

本章では、震災や原発事故により避難生活を余儀なくされている高齢者への支援、被災した介護保険事業所の復旧・再開への支援事業として 7 事業を盛り込んだ。

計画の体系図は本編 38 頁のとおり

5. 今期計画期間（H27～H29）での主な取り組み

介護予防・認知症予防の充実

今期計画では、「介護予防・認知症予防事業の充実」を新たな施策の柱として立てています。前期計画期間中から実施してきた筋力向上トレーニング事業や複合型介護予防事業に引き続き取り組むとともに、介護予防・認知症に関する相談事業の実施に加え、地域ぐるみで介護予防に取り組む地域介護予防支援事業を展開し、介護予防のすそ野を広げていく礎を築いていきます。

法改正に向けた対応

法改正に伴う「新しい介護予防・日常生活支援サービス（総合事業）」の実施に向けては、既存の介護事業者によるサービスに加え、NPOや民間企業、市民ボランティアなどの多様な主体によるサービス提供体制を構築することとされていますが、質の確保や受け皿の確保など、その体制整備には一定の準備期間が必要になることから、平成27年度は本市の実情を踏まえたうえで、サービス提供体制の構築について関係機関等と協議検討し、平成28年度から実施するもの、平成29年度までに実施するものを定めま

地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、保健医療サービス、生活支援サービス、介護予防事業と併せ、高齢者ニーズに沿った住宅の提供とともに、要介護状態となった場合は十分な介護サービスを提供するなど、保健医療・生活支援・介護予防・住まい・介護サービスの各種サービスを一体的に提供するケアシステムの構築に向け、本市の実情に沿ったシステムのあり方について検討してまいります。

計画期間内において新たに取り組む事業は下記のとおりです。

高齢期の健康づくり・生きがいづくり

- ・原町老人福祉センターの充実
- ・シルバー人材センターと連携した就業促進事業
- ・元気高齢者を活用したボランティアポイント制度の創設や地域見守り活動の推進

介護予防・認知症予防の充実

- ・介護予防相談事業
- ・地域介護予防支援事業
- ・認知症相談事業
- ・認知症初期集中支援チームの設置 など